

## 独立行政法人統計センターの給与水準の検証について

### 独立行政法人統計センター

「独立行政法人統計センター中期目標」（平成 20 年 2 月 29 日総務大臣指示）及び「独立行政法人統計センター中期計画」（平成 20 年 3 月 31 日総務大臣認可）に基づき、独立行政法人統計センターの給与水準について、「独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 19 年 12 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会）に掲げる観点に照らし、下記のとおり検証を行った。

### 記

#### 1 国からの財政支出等について

統計センターの支出予算の総額は、平成 19 年度において 10,255 百万円であり、このうち国からの財政支出（運営費交付金）の総額は 10,240 百万円で、支出予算の総額に占める国からの財政支出の総額の割合は 99.9%となっている。

統計センターが行う事務・事業は、国勢調査の製表など、いずれも我が国の統治、政策立案、国民の情報基盤の整備等を目的とした国の行政機関等が行う公的統計の作成に係るものであり、その事務・事業で得られる成果は、特定の個人・法人等に対するものではなく、公的統計の作成を行う国の行政機関等又は国民全体が享受するものであって、統計センターの独立行政法人化以前においては、国が自ら実施していた事務・事業である。

平成 15 年度（2003 年度）の独立行政法人化に伴って、当該事務・事業の実施主体が国から独立行政法人に移行し、国の行政機関等が得る上記成果に要する経費については、それまでの国の直接執行から、運営費交付金の形態を通じた独立行政法人の執行へと移行している。

この間、国から財政支出された運営費交付金のうち、その構成要素の一つとなる役員報酬及び職員給与については、人員削減等の取組によって 3.4%（平成 19 年度の対平成 15 年度比）を圧縮しており、また、統計センターによる運営費交付金の執行においても、人件費抑制、経費節約等の取組により、独立行政法人化した平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間（第 1 期中期目標期間）で、1,498 百万円の剰余を捻出し、その全額を国庫に納付している。

なお、統計センターの会計においては、累積欠損金は生じていない（平成 19 年度決算）。

## 2 国家公務員の給与水準との比較

上記1のとおり、統計センターの事務・事業は、国の行政機関等が行う公的統計の作成に係るものであり、また、国の行政機関等と一体性を有し、さらに、統計センターの職員は、国家公務員法の一部の適用を受けていることから、統計センターにおいては、その職員の給与について、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国の国家公務員と同等の基準を採用している。

統計センター職員の給与水準は、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」（平成15年総管査第268号）に基づき、毎年度、人事院が作成・提供する「給与水準の国家公務員及び他法人との比較指標」（法人基準年齢階層ラスパイレス指数<sup>※1</sup>）によって、国の国家公務員及び他法人の職員の給与水準との比較結果を公表している。

平成19年度においては、統計センター職員（事務・技術職員）の給与水準に係る法人基準年齢階層ラスパイレス指数の対国家公務員指数は91.5であり、全国の国家公務員（行政職（一））の給与水準と比べて8.5%低い水準となっている。また、地域を勘案した指数は82.1となっており、統計センターと同一級地の国家公務員の給与水準と比べて17.9%低い水準となっている。

	法人基準年齢階層ラスパイレス指数
対国家公務員指数	91.5
地域勘案	82.1
学歴勘案	92.2
地域・学歴勘案	84.4
対他法人	85.6

## 3 民間事業者の給与水準との比較

上記2の法人基準年齢階層ラスパイレス指数の算出に使用された平成19年度の統計センター職員の給与実績と、平成19年賃金構造基本統計調査<sup>※2</sup>の結果を用いて、統計センターの給与水準と類似の業務を行っている民間事業者の給与水準の比較を行った。

なお、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準には、統計センターの業務を日本標準産業分類に当てはめた場合に該当する「情報通信業」（大分類）及び「情報サービス業」（中分類）に従事する労働者の給与額（いずれも東京）を用いた。

### （1）平均年間給与額

平成19年度における統計センター職員（20歳から59歳まで）の平均年間給

与額は6,111千円で、その平均年齢は42.2歳、平均勤続年数は21.3年である。

これに対し、情報通信業の平均年間給与額<sup>※3</sup>は企業規模1000人以上が7,310千円、企業規模10人以上の企業規模計が6,223千円で、その平均年齢<sup>※3</sup>はそれぞれ38.3歳、36.6歳、平均勤続年数<sup>※3</sup>はそれぞれ13.4年、10.4年となっている。

また、情報サービス業の平均年間給与額は企業規模1000人以上が6,153千円、企業規模計が5,434千円で、その平均年齢はそれぞれ36.6歳、35.3歳、平均勤続年数はそれぞれ11.2年、9.1年となっている。

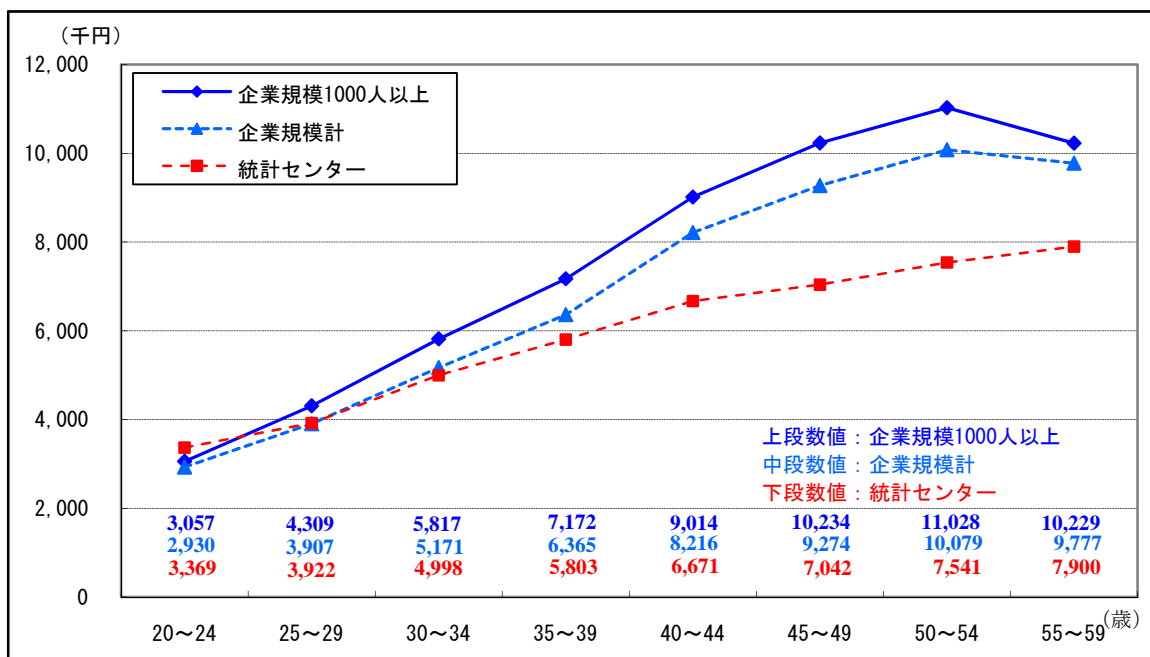
## (2) 年齢階級別平均年間給与額

図1及び図2は、それぞれ情報通信業及び情報サービス業に従事する労働者の年齢階級別の平均年間給与額と統計センターのそれをグラフで表示したものである。

情報通信業(図1)については、企業規模1000人以上の平均年間給与額と比較した場合、20~24歳において統計センター職員の平均給与が上回るものの、その他の年齢階級ではいずれも民間事業者が高く、35歳以上の年齢階級から賃金カーブに年間1,200千円(月額換算100千円)を超える差が生じており、最も差の大きい50~54歳では年間3,487千円(月額換算291千円)の差となっている。

企業規模計の平均年間給与額と比較した場合も同様の傾向にあり、最も差の大きい50~54歳では年間2,538千円(月額換算212千円)の差となっている。

図1 情報通信業の年齢階級別平均年間給与額



また、情報サービス業（図2）については、30～34歳までは統計センター職員の平均給与が上回るものの、その後は民間事業者が上回り、最も差の大きい50～54歳では企業規模1000人以上の平均年間給与額とは年間3,126千円（月額換算261千円）の差、企業規模計の平均年間給与額とは1,739千円（月額換算145千円）の差となっている。

図2 情報サービス業の年齢階級別平均年間給与額

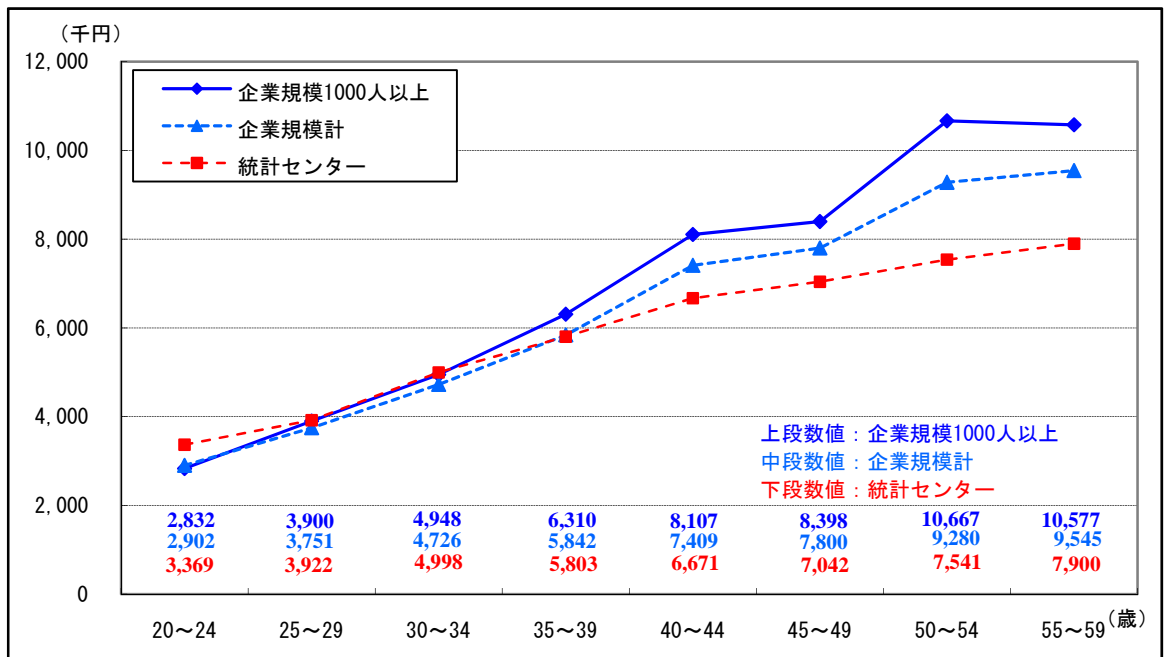


図3及び図4は、それぞれ情報通信業及び情報サービス業に従事する労働者の年齢階級別の平均勤続年数と統計センターのそれをグラフで表示したものである。

いずれの年齢階級においても、統計センター職員の平均勤続年数が大きく、年齢が高くなるにつれてその差は大きくなる傾向にあり、特に小・中規模事業者を含めた企業規模計の平均勤続年数との差は大きく、45歳以上の年齢階級では約10年の差が生じている。

他方、年齢階級別の平均年間給与額と平均勤続年数の相関係数をみると、情報通信業では企業規模1000人以上が0.95、企業規模計が0.97で、情報サービス業では企業規模1000人以上及び企業規模計のいずれも0.99、統計センターは0.99となっており、いずれも給与と勤続年数との間に正の相関が見られる。

したがって、図1（情報通信業）及び図2（情報サービス業）において名目値により直接比較した統計センターと民間事業者の給与水準について、給与と正の相関が強い勤続年数を踏まえた場合、民間事業者の各年齢階級別の平均年間給与額は、統計センターの給与基準を適用した場合の値より上方に位置し、統計センターの各年齢階級別の平均年間給与額は、民間事業者の給与基準を適用した場合の値より下方に位置しているものと推察される。

なお、統計センター職員は、国家公務員法及び人事院規則の規定が適用され

ているため、その職員の採用は、人事院が実施する国家公務員試験の合格者の中から行っており、統計センター職員の採用時の年齢は、国家公務員採用試験の年齢制限（Ⅱ種は29歳、Ⅲ種は21歳）を受けることになる。このため、中途採用や中年齢者の採用などを行う民間事業者と比べると、各年齢階級での平均勤続年数は長く、年齢が高くなるにつれてその差が拡大する傾向にあると考えられる。

図3 情報通信業の年齢階級別平均勤続年数

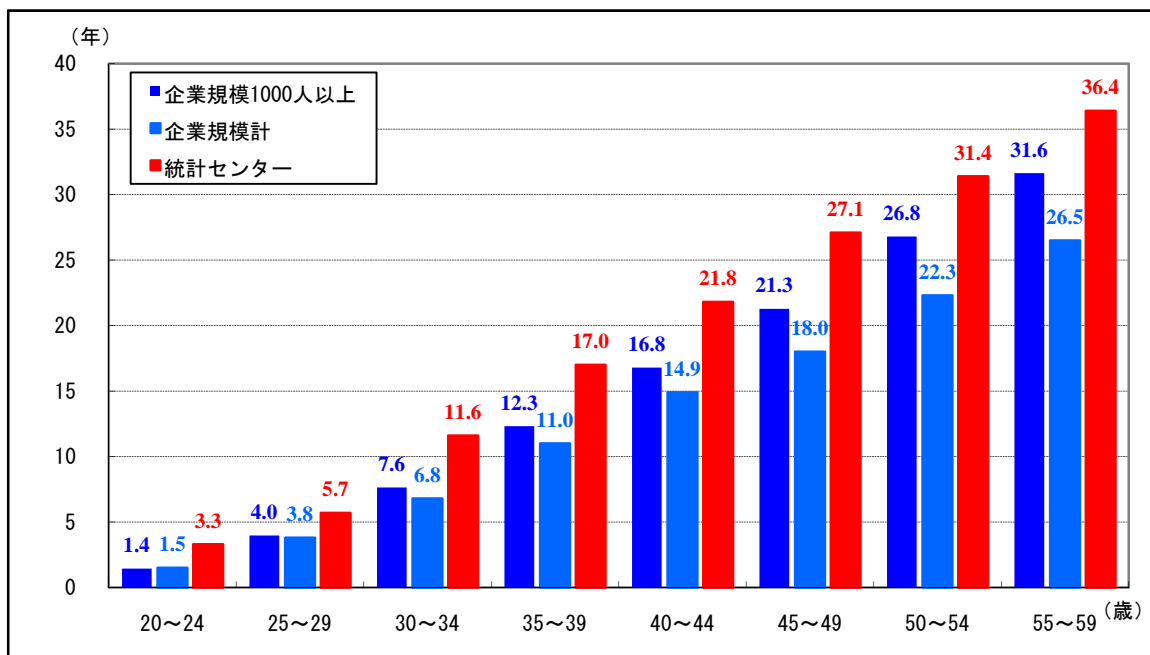
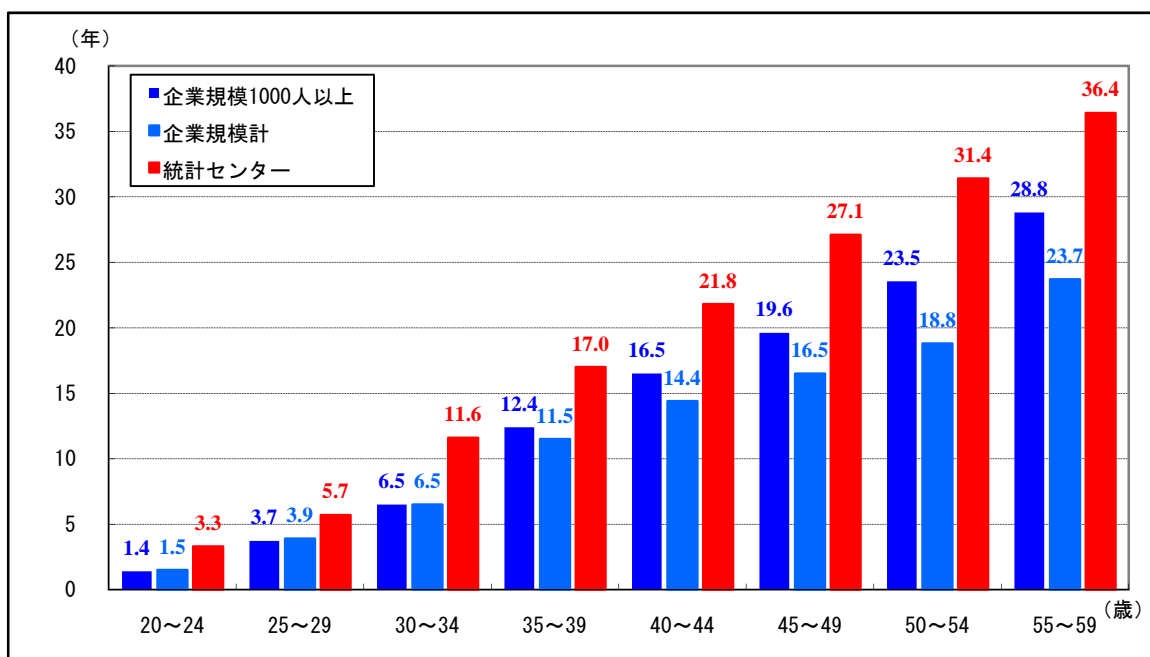


図4 情報サービス業の年齢階級別平均勤続年数



### (3) 法人基準年齢階層ラスパイレス指数（対民間指数）

統計センターの職員の給与水準と情報通信業及び情報サービス業の給与水準について、指標による総合比較を行うため、人事院が作成・提供する統計センターの法人基準年齢階層ラスパイレス指数について、同指数の算出に使用されている平成19年度の統計センターの職員の給与実績と、平成19年賃金構造基本統計調査の結果を用い、対情報通信業及び対情報サービス業の指数を算出した（勤続年数の影響等は考慮していない）。※4

その結果、対情報通信業の指数は企業規模1000人以上が77.8、企業規模計が84.2となっており、統計センターの職員の給与水準は、情報通信業の給与水準と比べてそれぞれ22.2%、15.8%低い水準となっている。また、対情報サービス業の指数は企業規模1000人以上が82.8、企業規模計が90.3であり、統計センターの職員の給与水準は、情報サービス業の給与水準と比べてそれぞれ17.2%、9.7%低い水準となっている。

	法人基準年齢階層ラスパイレス指数	
	企業規模1000人以上	企業規模計
対情報通信業	77.8	84.2
対情報サービス業	82.8	90.3

#### 4 検証結果等

上記の検証結果から、統計センターの給与水準については、国家公務員及び民間事業者の給与水準と比較した場合に著しい高さが生じていることはなく、むしろ低水準にあり、社会通念に照らしても、適切又は適当な範囲の水準を保持しているものと考えられる。

統計センターの担う業務の特性、国の行政機関との一体性、職員は国家公務員法の適用を受けること等にかんがみれば、今後も、人事院勧告等を踏まえつつ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国の国家公務員と同等の基準による人事管理を維持していくことが、国民の理解・信頼を得る上でも重要であると思料する。

統計センターにおいては、このような認識の下、上述の人事管理を徹底し、引き続き国の財政支出の軽減に資する取組を展開しているところである。

※1 法人基準年齢階層ラスパイレス指数

法人基準年齢階層ラスパイレス指数は、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」（ガイドライン）において、各独立行政法人職員に係る給与水準の国家公務員（及び対他法人）との比較指標として示されているものである。

各独立行政法人では、毎年、事業年度終了後、役職員の給与等（4月分の給与額、前年度中に支給された月例給及び特別給の総額等）について、主務大臣を通じて総務省に提出し、これを基に人事院が本指数を作成し、各独立行政法人に提供している。

本指数は、比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準（「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準）を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出したものである。

すなわち、

$I^k$  :  $k$ 法人における対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）

$S_{ij}^k$  : 年齢階級*i*における属性*j*の $k$ 法人職員の平均年間給与額

$S_{ij}^N$  : 年齢階級*i*における属性*j*の国家公務員の平均年間給与額

$W_{ij}^k$  : 年齢階級*i*における属性*j*の $k$ 法人職員の職員数

$W_{ij}^N$  : 年齢階級*i*における属性*j*の国家公務員の職員数

とくと、 $k$ 法人における本指数 $I^k$ は、

$$I^k = \frac{\sum_{i,j} S_{ij}^k W_{ij}^k}{\sum_{i,j} S_{ij}^N W_{ij}^N} \times 100$$

で表される（対他法人指数については、上述算式の「国家公務員」を「すべての独立行政法人の職員」と読み替える。）。

なお、年間給与額は、前年度に支給された給与額（月例給、賞与等の合計額）から超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額であり、平均年間給与額は、各年齢階級、各属性別の職員の年間給与額の平均である。

注）ラスパイレス指数と呼ばれている本指数は、上述式から分かるとおり、ライスパイレス型の指標（ $I^k = \sum_{i,j} S_{ij}^k W_{ij}^k / \sum_{i,j} S_{ij}^N W_{ij}^N \times 100$ ）ではなく、パーシェ型の指標であるが、ここでは、ガイドラインに記述されている呼称をそのまま用いた。

※2 賃金構造基本統計調査

指定統計第94号（賃金構造基本統計）を作成するための厚生労働省所管の統計調査で、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年6月（一部は前年1年間）の状況を調査している。

※3 民間事業者の平均年間給与額、平均年齢及び平均勤続年数

民間事業者の平均年間給与額、平均年齢及び平均勤続年数は、賃金構造基本統計調査の結果を用いて独自に算出しているものであり、計算に用いる労働者の年齢の範囲は、人事院が作成している統計センターの法人基準年齢階層ラスパイレス指数のデータに合わせて、いずれも20歳から59歳までを対象としている。

全年齢階級の平均年間給与額、平均年齢及び平均勤続年数は、各年齢階級の平均年間給与額、平均年齢及び平均勤続年数と賃金構造基本統計調査の結果で表章されている各年齢階級の労働者数（十人単位の表章）による加重平均によってそれぞれ算出している。

なお、各年齢階級の平均年間給与額は、賃金構造基本統計調査で表章されている「所定内給与額」に12を乗じ、これに「年間賞与その他特別給与額」（いずれも千円単位の表章）を加えることによって算出している。また、「所定内給与額」には、通勤手当を含んでおり、このため、統計センターの平均年間給与額も通勤手当を含めて算出している。

#### ※4 対民間指数（対情報通信業、対情報サービス業）

人事院が作成している法人基準年齢階層ラスパイレス指数では、20歳から59歳までの4歳刻みの年齢階級（10区分）が用いられているが、賃金構造基本統計調査の結果表章で用いられている年齢階級は5歳刻みであるため、対民間指数の算出には、20歳から59歳までの5歳刻みの年齢階級（8区分）を用いている。

また、人事院が作成している法人基準年齢階層ラスパイレス指数では、通勤手当を含んでいないが、賃金構造基本統計調査の給与額には通勤手当が含まれているため、対民間指数の算出に当たっては、通勤手当を含めて計算している。